

大阪市東淀川区役所防犯カメラ取扱要綱

制 定 令和8年2月1日

(目的)

第1条 この要綱は、東淀川区役所における業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止、犯罪発生時の検証及び職員への不当な圧力を排除することを目的として設置する防犯カメラの管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 防犯を目的として利用される監視カメラ装置で録画記録機能を備えるものをいう。
- (2) 記録データ 防犯カメラにより記録した画像データをいう。
- (3) 管理責任者 防犯カメラ並びに記録データ（以下「防犯カメラ等」という。）を管理する責任を負う者をいう。

(設置場所及び撮影範囲等)

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表のとおりとする。

- 2 防犯カメラは、常時作動させることができることとし、録画時間は、原則として24時間作動とする。
- 3 防犯カメラの撮影範囲は、防犯の目的を達成するために必要最小限の範囲とする。

(管理及び管理責任者)

第4条 防犯カメラ等の管理に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正な管理を行う。

- 2 防犯カメラ等を適正に管理するため、管理責任者をおき、企画総務課長をもって充てる。
- 3 防犯カメラ等の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者（以下「操作等担当者」という。）が行うものとし、管理責任者は、操作等担当者以外の者に、防犯カメラ等を操作させてはならない。

(記録データの取扱い)

第5条 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工してはならない。

- 2 記録データの保存期間は、原則として14日程度とし、保存期間を経過した記録データは、速やかに消去する。ただし、データ記録媒体に上書き機能がある装置を使用する場合は、記録媒体の容量に応じて保存し、データ記録装置の上書き機能を活用して消去するも

のとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要であると認めた場合は、当該部分のみ 磁気媒体等に複写して、これを保存することができる。
- 4 データ記録装置及び記録データを複写した磁気媒体等は、施錠可能な保管庫内において保管するものとし、記録データの閲覧、複写及び持出しについては、管理責任者の許可を得るものとする。
- 5 前項のデータ記録装置及び記録データを複写した磁気媒体等は、保管の必要がなくなった時点で速やかに破砕等の適切な方法により破棄するものとする。

(記録データの利用及び提供の制限)

第6条 記録データは、第1条に定める目的の範囲を超えて、法令に基づく場合を除き、利用又は外部への提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合。
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。
- (3) 個人の生命・財産を守るため緊急かつやむを得ない場合。
- (4) その他、個人情報保護に関する法律第69条第2項各号に該当する場合。

(防犯カメラ設置の表示)

第7条 管理責任者は、防犯カメラ設置付近の見やすい場所に当該装置を設置していることを表示するものとする。

(苦情等への対応)

第8条 管理責任者は、設置された防犯カメラに関する苦情等に対し、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。